

検討会の運営について

1. 会議の公開等について

1) 会議の公開の基準

原則として公開。ただし、以下の場合には公開しないことができる。

- (1) 法令等により会議が非公開とされている場合

【例】個人情報・情報公開審査会

- (2) 情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報を含む内容について審議を行う場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

2) 会議開催の公表

原則として会議開催の2週間前までに、会議の開催日時、場所等をホームページ等に掲載する。

3) 会議の傍聴

会議は、区民に広く公開し状況を共有することを意図し、傍聴を認める。

傍聴者は千代田区のホームページで募集し、先着順に5名までを電話で受け付ける。

4) 会議録の作成

諮問機関等の所管課等は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに会議録を作成する。

会議録は、逐語記録又は要点記録のいずれかとする。(軽易な内容でも要点記録は残す。)

5) 会議録の公表

会議録は、原則公開とする。会議録の公開・非公開の判断は、各附属機関等の所管課等が会議録の調製時に聴取した当該附属機関等又はその長の意見を尊重し行う。

なお、非公開とした会議の会議録のうち、会議終了後においても情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認められる事項が記載された部分については非公開とする。

2. 写真撮影について

報告を行うため、検討会の様子を写真撮影する。

3. その他

新スポーツセンター基本構想検討会設置要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。